

地域活動支援・連携促進事業実施要領

1 目的

この実施要領は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）交付要綱（平成15年10月1日付け環産産発第031001006号、環地温発第031001002号。以下「要綱」という。）第4条第8項の規定に基づき、同条第1項第1号の事業（以下「事業」という。）の実施に関して必要な細目等を定めることにより、地球温暖化対策の強化と速やかな普及を図ることを目的とする。

2 事業の実施方法等

（1）補助対象者の要件

- ア 補助対象者となり得るコンソーシアムには、複数の主体が参画するものとする。
- イ 補助対象者となり得るコンソーシアムには、複数の地域センターが同時に参画することができるものとする。
- ウ コンソーシアムにおいて、当該コンソーシアムに参画する地域センターのうち、一の地域センターに限り、事業運営管理及び経理を担当する幹事団体に指定するものとする。

（2）補助対象経費

本経費は事業の遂行に真に必要な経費のみ認めるものであり、以下の経費については、一切対象としない。

- ア 机、椅子等の調度品、複写機等のOA機器など、補助事業者が通常備えるべき設備備品を購入するための経費
- イ ホームページの開設、通信回線の付設など、補助事業者の生活基盤を整備するための経費
- ウ 事故・災害の処理のための経費
- エ その他補助事業の実施に関連性のない経費

（3）二酸化炭素削減量の把握等

事業実施者は、補助事業の実施による二酸化炭素の削減量を把握すること。また、環境省の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供すること。

（4）留意点

補助対象事業の実施に当たっては以下に留意するものとする。

- ア 事業の内容は、要綱第4条第1項第1号に示されているとおり「エネルギー起源二酸化炭素の排出の抑制に直接的に資するための事業」であり（節電を通じて行われる事業を含む。）、専ら普及啓発と捉えられる事業は除かれるものであること。

- イ 事業実施によるエネルギー起源二酸化炭素の排出の抑制効果については、外部有識者等の意見を踏まえこれを推計するとともに、より効果の高い事業となるよう努めること。
- ウ 事業の実施計画段階から各主体の意見が尊重されるよう、また、可能な範囲で地域特性を活かした事業となるよう努めること。
- エ コンソーシアムの構築及び事業の実施に当たっては、より多くの団体等の参画が得られるよう、また、地球温暖化防止活動推進員との連携が図られるよう努めること。

附 則

この実施要領は、平成25年5月15日から施行する。